市報こまえ

昭和47年2月1日現在（推計人口）

		本月	前月比
人口	男	32,068	92減
	女	30,237	4増
	計	62,305	88減
世帯数		19,925	129減

狛江市役所
電話（480）1181
狛江市水道課事務所
電話（480）0201
狛江消防署
電話（480）0119

2月29日から3月13日まで

春の火災予防運動始まる

ふえる車両火災

家庭に、車両に消火器の備えを

全国春の火災予防運動は、二月二十九日から三月十三日まで行なわれています。特に春さきは、気象条件からいっても火災が発生しやすく、火災が発生すれば延焼の拡大要素を含んでいます。また近年、都心のベッドタウンとして、市内にもつぎつぎに住宅や工場が建てられ、それにつれて自家用車の保有台数もふえてきました。この春の火災予防運動は、車両船舶火災予防運動と一般火災予防運動をあわせて行ないます。

車両船舶火災予防運動
2月29日から3月6日まで

現在、東京の自動車保有台数は二百三十四万台、市内では八千台を突破しています。

車両火災事故は、交通事故問題の影にかくれているためあまり目だたませんが、昨年都内だけでも七百十件（市内では一件）の車両火災があり百三十五人が死亡しています。

ドライバーの皆さんは、自動車が金属性で燃えないものだと思って、車を使用しているかも知れません。しかし燃えないところはシャシーと外装だけで、車内には化学繊維の内装材やクッションなど燃えやすいものが非常に多く使われています。

また、トラックやタンクローリ車などは、いつも多量の可燃物を積載していますから、ちょっとした衝突からでも火災発生の原因になります。これらの車両火災を防ぐためにもドライバーの人は、つぎのことを守ってください。

①車内禁煙のところでは、禁煙を守るとともに車内へ危険物を持ちこまないでください。②規制対象外の車両にも消火器を設置してください。③車両の整備点検をするようにつとめてください。④火災が起きた場合を考えて、消火器操作訓練を行なってください。

一般火災予防運動
3月7日から13日まで

一般火災では、二月の市報でもお知らせしましたとおり、昨年は市内で四十八件の火災が発生しています。

また、ことしになってからは、四件の火災が発生しています。火災の発生原因はおもに、子どもの火遊びやたばこによる火災が多くついでガスコンロ、石油ストーブとなっています。

一瞬にして生命と財産を失う、この恐ろしい火災を防ぐには家庭職場、学校、町会、自治会において自主防火管理体制を確立するとともに、万が一の火災に対する消火の備えをじゅうぶんにすすめてください。

▽家庭では ①家族ぐるみで防火、防災の話し合いをしましょう ②火災から生命、財産を守るためにも積極的に、自動火災報知設備を設けたり、自主防火診断を行なってください。③消火器や消化用水を備えてください。④炊事場、ふろ場など火を使う場所を、燃えないくふうをしてください。⑤たばこの投げ捨てと、寝たばこはやめるようにしてください。⑥火災が発生したらすぐ逃げられるように、二つ以上の避難方法を決めておいてください。⑦子どもに火遊びをさせないように、しつけをしてください。⑧家族ぐるみで防火訓練を行なってください。

▽職場では ①地震時の出火防止、初期消火または避難の対策をたててください。②避難口、避難階段、避難通路の管理について再確認してください。③歩行中の喫煙防止と、たばこの吸いがらの安全処置についてもう一度確認してください。④工事現場における出火防止と、危険物の安全管理に協力してください。

▽町会、自治会では ①町会、自治会の組織を通じて、防火防災の話しをすすめてください。②火災や地震時の出火防止に備えて、救助、避難、連絡方法の協力体制を確立してください。③町会、自治会の実情にあわせて、消火器の取り扱い訓練や避難訓練、消火訓練を行なってください。

エンジン部分から出火し、燃えるトラック

消火器の販売に注意を

「○○消防署からきました。」「市・町会の推薦です。」などと皆さんの家庭を回り、消火器を売り歩いている悪質な販売業者がいます。防火の意味からも、消火器を家庭に備えるにしても、つぎのような点に注意してください。

○消防署や消防署員は消火器（薬剤を含む）の販売はしていません。また、特定の業者のあっせんもしていません。

○販売員の来訪がありましたら身分証明書などの呈示を求めてください。また、販売員の言動にも不審な点がありましたら消防署へ通報してください。

○震災予防条例では、消火器の設置を義務づけたものではなく、設置の努力を義務づけたものです

○消火器を購入するときは、検定品を購入してください。検定品には、つぎのような国家検定のラベルが表示してあります。

夕方の臨時改札決まる

狛江駅、喜多見駅

小田急線狛江駅北口と喜多見駅南口の臨時改札は、現在朝のラッシュ時だけしか行なわれていません。そのため、夕方の臨時改札について市民から強い要望がありました。

市でも、以前から小田急電鉄に折衝を重ねていましたが、二月十二日吉岡助役らが小田急電鉄本社を訪問し話し合いまして両駅の夕方臨時改札が正式に決まりました

夕方の開設は四月一日から、開設時間は午後五時三十分から八時までの予定（日曜、祭日は休み）です。

乗降の方法は朝と同じです。これによって市民が利用している三つの駅全部が朝夕とも臨時改札が行なわれることになり、市民や通勤者が非常に便利になります。

完成した第二小学校体育館

二小の体育館が完成

昨年八月から工事費二千七百八十九万円で、第二小学校に体育館を建設していましたが、ことしの一月三十一日に完成しました。

この体育館は、鉄骨ダイヤモンド造りで、床面積七百八十七平方メートルです。屋内は、バレーボールコート一面、ろく木六連、クライミングロープ十本、クライミングバー十本、練習用バスケットボールコート、バドミントンコートなどの体育器具が設置されています。

なお、三月中旬には、第三小学校にも、この規模と同じ体育館が完成する予定です。

市が負担

小・中学生と生活保護者

安い掛金で大きな保障

交通災害共済に加入を

近年、産業経済の発展によって自動車の増加は著しく、交通事故がいつ、どんなときにわたくしたちをおそってくるかわかりません

こうしたことから市でも、昭和四十四年に交通災害共済制度に加入してから、ことしで四年目を迎えました。

この制度は、市民が万が一交通事故にあわれたときに、見舞金を支払う制度です。しかも狛江市民であれば、だれでも加入できますことしの二月一日現在で、この制度に加入した人は一万一千七人で、人口の一七・六五パーセントです。掛金が安く、全国どこであわれた交通事故でも、見舞金の請求ができます。

小・中学生、生活保護者の掛金は市が全額を負担

交通災害共済制度の掛金は、おとな三百円、小・中学生以下が二百五十円です。（ただし、ひとり一口に限ります）

なお、市立の小・中学生、生活保護者の掛金は市が全額負担します。市立の小・中学生は、通学している学校の協力を得て手続きを行ないます。

ただし、私立学校に通学している人は民生部市民課の窓口か、出張受付けを利用して申し込んでください。

さらに生活保護者については、市役所で加入の手続きをします。

見舞金の支払い額

この制度に加入している人で、もし交通事故にあわれた場合は、災害の程度によって見舞金が支払らわれます。（左の表参照）

見舞金の請求

見舞金の請求は、事故にあわれた本人か、または代理人（委任状を添えて）が①会員証 ②警察署長が発行する事故証明書 ③医師の診断書 ④印鑑、を持って総務部庶務課庶務係まで申し出てください。

等級	交通災害の程度	見舞金
一等級	死亡した場合	五十万円
二〃	一年以上の傷害を受けた場合	十五万円
三〃	全治六か月以上一年未満の傷害を受けた場合	十万円
四〃	全治三か月以上六か月未満の傷害を受けた場合	五万円
五〃	全治一か月以上三か月未満の傷害を受けた場合	二万円
六〃	全治一週間以上一か月未満の傷害を受けた場合	五千円
七〃	全治一週間未満の傷害を受けた場合	二千円

交通事故にあわれた場合

もし、事故の大小にかかわらず交通事故にあわれた場合は、必ず警察署か派出所に届け出て、交通事故証明書を受けてください。

加害者と示談ですませた場合は交通事故証明書が受けられませんから注意してください。

支払いの制限

自殺、無免許運転、よっぱらい運転、あたりや、ドライバーが車の故障を知りながら運転したなど本人の故意や重大な過失の場合には、見舞金の支払いはできません

共済期間と申し込み

この共済期間は、四月一日から昭和四十八年三月三十一日までです。また、途中から加入される人は、加入した日の翌日から翌年三月三十一日までで、加入期間が短くても掛金は同じです。

昭和四十七年度交通災害共済の受付は三月一日から始まりますから、できるだけ三月中に加入してください。

また、申し込みは簡単で、三月一日から民生部市民課の窓口で毎日受け付けています。また、つぎの日程により出張受け付け（右の表参照）を行ないますからこの機会を利用して、家族ぐるみで加入されるようおすすめします。

なお、詳細は総務部庶務課庶務係へ。

月日	時間	
三月 七日（火）	午前九時三十分～十一時	和泉・都営住宅二十三号棟集会所
三月 八日（水）	午前九時三十分～十一時	和泉・多摩川住宅イの五A室
三月 九日（木）	午前九時三十分～十一時	岩戸公民館前
三月 二十五日（土）	午前九時三十分～十一時	小足立・第六分団詰所前
三月 二十七日（月）	午前九時三十分～十一時	覚東・天理教会前
三月 二十八日（火）	午前九時三十分～十一時	駒井・第八分団詰所前
三月 七日（火）	午後一時三十分～四時	和泉一三一六藤田医院前
三月 八日（水）	午後一時三十分～四時	小足立・神代団地五十六号棟前
三月 九日（木）	午後一時三十分～四時	谷田部米店猪方販売所前
三月 二十五日（土）	午後一時三十分～四時	和泉三七六名古屋商店本店前
三月 二十七日（月）	午後一時三十分～四時	岩戸慶岸寺前
三月 二十八日（火）	午後一時三十分～四時	小足立六二二寺西菓子店前

昭和50年を目標に

水道事業の都営一元化

市議会で促進決議案が可決

水道事業の格差解消へ

東京都では、昨年十二月二十一日「多摩地区水道事業の都営一元化計画」を発表しました。これは、現在東京都が経営している二十三区内の水道と、各市町村が独自で経営している多摩地区の水道事業を一つにまとめて経営するというもので、そのねらいは区部と多摩地区との水道格差をなくすことにあります。また、市でもこの問題に積極的に取り組み、昨年の第四回定例市議会で、水道一元化促進の決議案が提案され、全員一致で可決しました。

水道格差の原因

多摩地区の水道事業は、その大部分が昭和三十年ごろから各市町村の手で開発されたもので、都市化現象が進むにつれて、文化都市として欠くことのできない上水道施設を、比較的豊富であった地下水を水源として、給水してきました。

ところが、急増する人口に加え工場など企業の進出が盛んになってきたため、生活や企業をささえる水の需要はふえる一方です。市町村水道と企業とが競争して、限られた地域内の地下水をくみあげるため、年々水位はさがっています。このように、井戸を堀りさげても思うような水の量が求められなくなったために水源を確保することが、各市町村にとってたいへんな仕事となっています。

水需要の増加は、水源の確保ばかりではなく、給水に必要な施設も、それに見合うように大きくし体制を整えなければなりません。水道は「施設の事業」といわれ、急激な施設の拡張整備をするほど巨額な資金を必要とし、それが水道料金に影響します。

各市町村の水道料金がまちまちなのも、経営主体が違うので当然起きてきます。このため、水道歴史の古い二十三区の水道に比較して割高な料金となり、水道格差といわれるようになりました。

狛江市の場合

現在市では、八つの井戸から一日一万トン近くの水を確保していますが、ことしの水需要は一万八千トン近くなる見込みです。

また、昭和四十年ごろから地下水の量が不足しはじめたため、三多摩の市町村が一体になって東京都に要求し、都の水道局から分水してもらい供給しています。

昭和五十年には、この分水量が一日一万八千トンにもなり、その経費は年間一億二千万円（水道料金収入の四十八パーセント）になります。

施設面でも、昭和四十四年からことしまでの三か年計画で、三億六千万円余の経費をかけ、配水池や配水管の増設を行なってきました。しかし、この第一期拡張計画（五万八千人分給水予定）も、二三年後には限界に達する見込みで新しい拡張計画を考えなければなりません。

この拡張事業は、すべて借り入れ金（起債）で行なっています。よって償還する元金や支払い利息も多額にのぼっています。

現在、皆さんの家庭に給水するための原価は、一トン当たり三十五円余で、これを一般家庭に二十五円で送水しています。昭和五十年には、この給水原価が四十五円をこえることになり、財政的に非常に苦しくなります。

東京都の一元化計画

昭和四十五年一月十三日に、水道問題調査委員会は東京都知事の諮問に対して、「都営一元化によって格差を解消すべきである」と答申しました。東京都はこの助言をもとに調査を行ない、その結果つぎのような計画が発表されました。

▽昭和四十七年から五十年までの四か年計画で、多摩地区三十二市町村のうち、とりあえず二十八市町の地域を都営水道として統合します。

▽給水サービス向上のため、「統合水道施設拡充計画」を作り、配水施設の整備を行ない、各市町間の基幹配水管の相互連絡をじゅうぶんにとれるようにします。また、いつどこで事故が発生し減断水しても、他から配水ができるようにします。この施設整備には二百三十億円の資金を必要とし、さらに給水普及率を昭和五十年までに百パーセントにします。

▽検針、料金徴収、窓口事務は当分の間今のままとしますが、将来は水道料金も含めて東京都と同じ制度にして、料金の格差を解消します。

一元化には皆さんの協力を

今回の計画は、多摩地区の水道事業が持つ共通の悩みを、東京都という大きな組織でまとめて、根本的に解決しようとするものです。

ここでも積極的にこれに取り組み、検討を進めています。

昨年十二月の第四回定例市議会で、一元化促進の決議案が提出され、全員一致で可決されました。

一元化を実施した場合、①住民サービスが低下するのではないか ②市の財産をどのようにして、東京都に移すのか ③水道課職員はどうなるのか ④規模が大きくなると能率が落ちて、市民に迷惑がかかるのではないかなど、心配される問題もあります。

一元化の実現が、皆さんの福祉と生活環境の向上につながるものでなければなりません。市では、皆さんの立場から水道事業を、どうしたら良いかを決めて、東京都と折衝を重ねていく考えです。

この計画実施は、東京都や市で一方的に推進できるものではありません。あくまでも皆さんの理解と協力があって、はじめて一元化が実現されるものです。

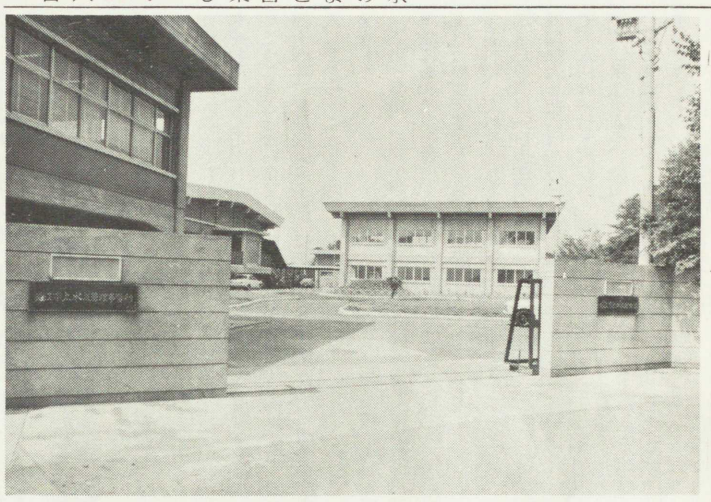

3年後には東京都に移されるかも知れない市の水道施設

日曜日も当番制で営業

市指定水道工事店

三月の市指定水道工事店の日曜当番は、つぎのとおりです。

▽三月七日栗山ポンプ工業所（四八九）八八〇五　▽三月十四日㈱栗山商会（四八九）〇七九一　▽三月二十一日岩田屋設備工業所（四八九）〇四三六　▽三月二十八日㈱和泉工業所（四八〇）二〇一五。

固定資産課税台帳

昭和四十七年一月一日現在で市内に土地、家屋、償却資産を持っている人に、三月一日から二十一日（土曜日は五時、日曜日除く）まで財務部課税課の窓口で固定資産課税台帳の資産状況や評価額をおみせします。

もし、所有者が都合で課税台帳を確認できないときは、本人の委任状を添えて代理人によって確認することができます。

また、課税台帳を確認した結果登録されている価格に不服のある場合は、文書で狛江市固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

なお、詳細は財務部課税課固定資産係へ。

農業委員会選挙人名簿

選挙管理委員会では二月二十三日（水）から三月八日（水）まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで、選挙管理委員会さい。

また、課税台帳を確認した結果、農業委員会委員の選挙人名簿を見せています。

この名簿は、農家の人から申請のあった分について本年一月一日現在で選挙資格を調査し、農業委員会委員の選挙人名簿を作成しました。

また、ことしは農業委員の任期満了による選挙の年です。申請した人は、縦覧期間内に自分の名まえを確かめておいてください。

「お見せします」

確定申告はすみましたか

所得税、贈与税、事業税、住民税

昭和四十六年分の所得税（譲渡所得税）、贈与税、個人事業税、個人住民税の申告と納税は、三月十五日（水）までです。

申告期限の間近になりますと、窓口がたいへん混雑しますから、申告と申告書の計算で相談される人は、早めに来署してください。

また、確定申告をされる場合はつぎのことに注意し、早めに提出してください。

一、申告用紙は、税務署から郵送した申告書を必ず利用してください。もし、別な用紙を使用する場合は、納税者番号を必ず記入してください。

二、氏名には、必ず「かたかな」で「ふりがな」をつけてください

三、住所欄は、事業所を納税地としている人以外は、必ず申告書の提出日現在の住所を記入してください。また、昭和四十七年一月一日現在の住所、年の中途で住所に異動のあった人は前住所を必ず記入してください。

四、確定申告書は三枚つづりですが、ボールペンで書いて上部二枚を税務署に提出してください。

なお、税務署の庁舎増築工事のため、庁舎内庭の駐車ができませんから自動車での来署はやめてください。

確定申告の振替納税方法変わる

確定申告の振替納税を利用している人は、ことしから確定申告の用紙といっしょに納付書が送られます。

この納付書には、確定申告書の第三期分の税額（延納を使用している人は二分の一以上）を自分で記入し、申告書といっしょに三月十五日までに提出してください。

振替用納付書は、小切手と同じ効果を持っているたいせつなものですから自分で記入するよう改められました。

給与所得者の確定申告

給与所得者は、年末調整で一年分の所得税が精算（源泉）されますから確定申告の必要はありません。しかし、つぎのような人は三月十五日まで確定申告書を税務署に提出しなければなりません。

一、給与金額が五百万円をこえる人

二、給与所得以外の所得金額が十万円をこえる人

三、二か所以上から給与を受け従たる給与金額が十万円をこえる人、または給与所得以外の人は、従たる給与金額と他の所得金額の合計が十万円をこえる人

四、同族会社の役員、あるいは役員と特殊な関係にある人で、その同族会社から給与のほかに貸付金の利子や不動産などの賃貸料を受けとっている人、また雑損控除医療費控除は、年末調整で精算されませんから確定申告書を提出して所得税の返還を受けることができます。

なお、確定申告についての詳細は武蔵府中税務署（〇四二三）62―四七一一へ。

市・都民税の申告は3月15日まで

市・都民税の申告は、もうすみましたか。つぎにあげる事項に該当する人は、三月十五日（水）までに必ず申告しなければなりません。

一、本年一月一日現在、市内に住所を有し、四十六年中に多少にかかわらず所得のあった人。失業中または学生などで、収入がなくても申告用紙を送付された人。市内に住んでいて、だれの扶養控除の対象にもならない人。

二、市内に住所を有しないが、本年一月一日現在、市内に事務所事業所または家屋敷を持っている人。

三、給与所得者でも、つぎの事項に該当する人

①勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されていない人、または提出されていても、前年の中途に就職した人で、前職分の給与など不明のため年末調整がすんでいない人。

②二か所以上に勤務したり、勤務先以外から生じる所得（貸間、恩給など）がある人。

③家事の手伝い人などで、給与所得について所得税の源泉徴収を受けなかった人。

④雑損控除、医療費控除を受けようとする人

以上の一から三までのいずれかに該当する人でも、所得税の確定申告書を提出した人は申告の必要はありません。

なお、申告書はすでにお手もとに送付しましたが、万一届いてない場合や、不明な点、詳細などは財務部課税課市民税係へ。

納税はすみましたか

市税の納期は、二月末で終わりました。もう一度納税通知書を見て、まだ納税していない人は至急納めてください。

もし、納税通知書を紛失された人は、再発行しますから財務部収納課納税係まで申し出てください

公売のお知らせ

市税滞納処分に係る電話加入権の公売を、三月六日と下旬に市役所で行ないます。

なお、詳細は財務部収納課納税係へ。

都府中合同庁舎が完成

3月27日から執務開始

東京都では、昭和四十五年十二月から旧北多摩南部事務所跡に府中合同庁舎を建築していましたが三月二十一日で完成しました。

新庁舎への移転は三月二十四、五日に行なわれ、二十七日から執務が開始されます。

府中合同庁舎には、府中都税事務所、多摩経済事務所、北多摩南部出納事務所、多摩民生事務所府中民生相談室、都営住宅サービス公社府中営業所があります。（所在地府中市宮西町一丁目二六番地の一代表電話番号・（〇四二三）64―二二八一、住宅サービス公社（〇四二三）63―三四一八）

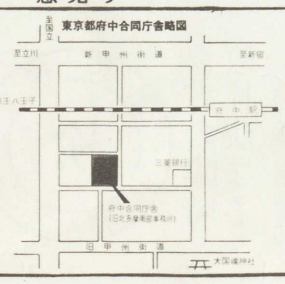

狛江市消防団表彰される

このたび、東京消防庁消防総監から優良消防団として、狛江市消防団を含む五消防団（東久留米市、興多摩町、三宅島、五日市町）が表彰（写真）されました。

これは、東京消防庁に消防業務を委託していない市町村としては初めての表彰です。

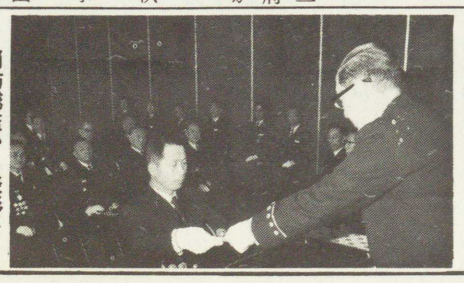

消防総監から表彰を受ける消防団代表者

市指定48店舗 1月小売物価（単位：円）

品名	数量	月平均	前月比
牛肉	100g	146	－2
豚肉	100g	100	0
たま ごム	100g	24	－1
	100g	80	0
まぐろ（さしみ用）	100g	219	0
あじ	100g	69	＋11
さばり	100g	35	＋15
ぶかし	100g	170	＋5
いわしツ	100g	69	＋13
キャベぎん	100g	51	＋14
ねじこん	1kg	46	＋3
にんいん草	100g	8	－2
ほうれんスり	1kg	7	0
レタ	100g	30	＋4
きゅう	100g	12	－3
かぶ	100g	12	＋2
	100g	21	＋3
	100g	4	0

体協だより

＝滑って踊れる＝ アイススケートに参加を

3月12日向ヶ丘遊園で

狛江市体育協会では、今シーズンウインタースポーツの最後を飾り、はじめてのアイススケート大会を向ケ丘遊園で開催します。

これは、大会といっても子どもや婦人、それに上級、初心者などとなたでも気軽に参加できるように、プログラムを組んでいます。

また、競技種目のほかにアトラクションとして、みんなで楽しく踊れる氷上フォークダンス、幼児の宝さがしも行ないます。

【競技種目】スプーンレース＝女子九十人、ダルマ運びリレー＝母子対抗で母親と小学生ペアーで四十五組、スモークレース＝成人一般九十人、さかなつりレース＝無差別九十人、タイムレース＝男子五百メートル、女子二百五十メートル（それぞれ上級者）。

【アトラクション】幼児の宝さがし＝未就学児、氷上フォークダンス＝全員。

日時は、三月十二日（日）午前六時三十分（現地集合）、七時十五分開会で午前九時三十分に閉会そして午前十時三十分まで自由滑走を行ないます。

全種目とも上位三位まで賞品を差し上げます。また、参加者全員にも参加賞を差し上げます。参加費は中学生以上が二百円、小学生が百五十円（どちらも貸ぐつ、滑走料を含む）で、直接会場で受け付けます。（おつり銭がいらないように用意してください）

なお、原則として参加種目はひとり一種目です。

申し込みは、教育委員会社会教育課社会教育係へ電話でどうぞ。

【注意】小学生以下の人が参加する場合は、おとなの人が必ずつきそってきてください。服装はスラックス、手袋、帽子を着用してください。手袋を着用しない人は滑走できません。

万が一、事故が起きた場合、応急処置はしますが、その後の保障はできません。

必ず係員の指示にしたがってください。

民謡のけいこに精を出す婦人団体

福祉の増進に役だつ 南部集会所

昨年五月に開所した南部集会所（猪方九三〇の二）は、地域住民の多くの人たちに利用されています。

この集会所は、市内に住んでいる老人のいこいの場や、地域住民の福祉の増進を図る目的で建てられたもので、昨年五月からことしの一月末日まで百二十四件、三千六百六十四人の人たちに楽しく利用されています。

活動内容のおもなものは、お年寄りでは囲碁、将棋、婦人団体では各種の懇談会、勉強会、民謡、社会教育関係では、青少年のクラブ活動、ボーイスカウト、ガールスカウトの各種の集会です。

なお、利用についての問い合わせは、福祉事務所厚生係へ。

4月から 納入方法が変更に

国民年金保険料が

国民年金保険料の納入方法が、四月からつぎのように変わります。

納入書で　現在、国民年金の保険料は、国民年金手帳に印紙を張って納めていただいています。それが、昭和四十七年四月分から納付書で、納期限内ならいつでも、市が指定した金融機関（支店を含む）ならどこでも納めることができます。

納めることのできる金融機関　富士（市役所内派出所を含む）、三菱、三井、住友、第一勧業、太陽協和、東京都民、大和、三和、東海、埼玉、平和相互、東京相互の各銀行。城南、八千代、多摩中央同栄の各信用金庫。狛江市農業協同組合。

まとめて納めると割引に　昭和四十七年四月三十日までに、一年間（一期から四期）まとめて納めると年五分五厘の計算で割引になります。

なお、納付書への切り替えのため、昭和四十六年度の保険料はできるだけ三月三十一日までに納めてください。また、昭和四十七年度の保険料は、四月に納付書がお手元に届いてから納付するようにしてください。詳細は民生部保険課年金係へ。

老齢福祉年金の請求を

満70歳になったら

福祉年金には四種類の年金がありますが、つぎのような要件に該当する人は年金を受けることができます。

一、**老齢福祉年金**　満七十歳になったとき（二級障害の状態にある人は六十五歳になったとき）。七十歳になったら、必ず老齢福祉年金の請求をしてください。ただし「所得制限」「公的年金受給者」などの制限がありますから、老齢福祉年金や老人医療を受けられないことがあります。

年額　二万七千六百円。

二、**障害福祉年金**　一級障害の状態になったとき。

年額　四万八百円。

三、**母子福祉年金**　母子世帯になったとき。

年額　三万四千八百円。

四、**準母子福祉年金**　準母子世帯となったとき。

年額　三万四千八百円。

以上四つのいずれかに該当する人は、民生部市民課の窓口で福祉年金の請求をしてください。

また、詳細は民生部保険課年金係へ。

健康保険に加入してますか

健康保険制度は、病気やけがのため多額の医療費を支払わなければならないとき、安心して治療を受けられるように、その費用を被保険者や国、都、市、事業所などが負担し、みんなの力で助け合う制度です。

その中で、国民健康保険には、つぎの事項に該当する人以外のだれもが加入しなければなりません。

一、職場の健康保険に加入している人とその扶養家族。

二、国民健康保険組合に加入している人。

三、生活保護を受けている人。

四、外国人（永住権のある韓国人を除く）

また、国民健康保険を取得したり喪失したりするときは、民生部市民課の窓口に届け出をしなければなりません。病気、けがなどで医者にかかっているときに他の健康保険に変わった場合は、医療機関にもその旨を必ず申し出てください。特に春は、新たに就職し他の健康保険に加入することが多くなりますから注意してください。

未納保険料は6月まで

2年以上前の国民年金の納付

昭和四十五年三月分以前の、国民年金未納保険料のある人は、六月をすぎますと納めることができなくなります。

納付期間が不足しますと、将来年金の受給できる年齢になっても受けられなくなることもありますもう一度お手元の国民年金手帳を調べてみましょう。そして、万が一、二年以上前の未納がありましたら、六月までに必ず納めてください。

なお、この場合の掛け金は一か月四百五十円です。

なお、詳細は民生部保険課年金係へ。

春の防犯運動始まる

3月1日から10日まで

あき巣、暴力、爆破による被害を防止するため、三月一日から十日まで春の防犯運動が行なわれます。

昨年一年間に市内に発生したあき巣の被害状況をみますと、和泉七十八件、岩戸三十一件、覚東二十三件、小足立十四件、猪方十件駒井四件となっています。中でも被害の一番多いのはアパートで、ついで一般の住宅です。しかも、被害を受けている時間は、午後三時から四時ごろが多くなっていますから、出かけるときは必ず「ひと声かけてカギかけて」を実行するように心がけてください。

不審に思ったら 一一〇番

最近、過激派グループやゲバ学生などによって、手製爆弾がつくられています。

もし、隣の部屋のようすがおかしい、生活や行動が不自然で人の出入りが激しい、ヤスリ、ドリル金ノコ、鉄パイプが置いてあるなど、不審な点がありましたら警察へ連絡してください。

ホーム・ヘルパーの利用を

市では、ふたりのホームヘルパーが活動しています。

ホームヘルパーはひとり暮しの老人、寝たきり老人、身体の不自由な人、精神に障害のある人などの家庭を定期的に訪問し、家事、買物などのお世話、生活、身の上に関する相談を受けています。

毎日の生活で、家事、介護などに困っている人は、近くの民生委員か福祉事務所福祉係へ。

仕事のあと本を読んであげるホームヘルパー（左）

重度心身障害者福祉手当

受給は期間内に

市の重度心身障害者福祉手当第四期分の支給は、三月二十一日から三十一日までです。受給者は、必ず期間内に、登録した印鑑を持って福祉事務所厚生係へ来てください。

日程決まる

小・中学校卒業式

昭和四十七年市立小・中学校の卒業式の日程が、つぎのとおり決まりました。

▽三月十七日（金）第一中学校

▽三月十八日（土）第二中学校

▽三月二十三日（木）第五小学校

▽三月二十四日（金）第一小学校

第二小学校、第六小学校　▽三月二十五日（土）第三小学校、第四小学校。

時間は、小学校が午前十時から中学校が午前九時三十分から行なわれます。

なお、ことしは小学校から七百四十八人、中学校から四百八十八人が卒業します。

気軽にどうぞ

絵を楽しむ会

三月の毎週水曜日午前十時から十二時まで、狛江市集会所で行なっている絵を楽しむ会に、気軽にはいりませんか。渋谷草三郎氏の指導で油絵、水彩、デッサン、スライド映写、屋外写生、美術展見学など毎回バラエティーに富んだ内容で楽しく過ごしています。

なお、問い合わせは浜田育子氏（四八九）六三一七へ。

親子スキー教室に参加を

3月28・29日 石打スキー場で

狛江市スキー協会では、三月二十八日（午前七時市役所裏に集合）二十九日（午後七時市役所前予定）に新潟県上越石打大和スキー場で親と子どものスキー教室を行ないます。

これは、同協会が昨年行なった「母と子のスキー教室」が、大好評だったために実施するものです。

費用は親子ふたりで五千五百円ひとりふえることに二千七百五十円（一泊二食付き、交通費含む＝デラックスバス使用。ただし昼食貸スキー料は別）で、定員は親子で二十組。

申し込みは、会費を添えて教育委員会社会教育課社会教育係へ。

母親を対象に フォークダンス講習会

日ごろ、運動不足がちな母親のためのフォークダンス講習会を、三月の毎週水曜日午後二時から四時まで、第一小学校体育館で行ないます。どうぞ気軽に参加してください。なお、当日は運動ぐつを持参してください。

初心者向けの囲碁教室

教育委員会は、市民のレクリエーション活動の一つとして、三月五日（日）・二十六日（日）の両日、午後一時から四時まで狛江市集会所で囲碁教室を開きます。

囲碁は、創造性と娯楽性に富んでいるため、大ぜいの同好者がいますが、なにかむずかしいものだと考えている人はいませんか。今回の教室は、これから囲碁を覚えたい初心者（六級以下ぐらいの人）や、もう少し上達したい人を対象に開きます。

指導員は鹿野広志四段ほか。定員四十人。受講料は無料です。

申し込みは、教育委員会社会教育課社会教育係へ電話でどうぞ。

いずみ図書室

＝本をお貸ししします＝

毎週・火・木・土曜日

午前九時三十分～午後五時

夜間貸し出しは、毎週火曜日午後九時まで

新刊本がはいりましたので気軽に利用ください。

狛江市集会所内いずみ図書室

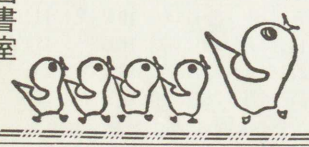

3月19日（日）はノーカーデー

皆さんで自動車公害をなくしましょう

公設汚水ますに接続可能

和泉、岩戸、覚東の一部

公設汚水ますに接続可能区域

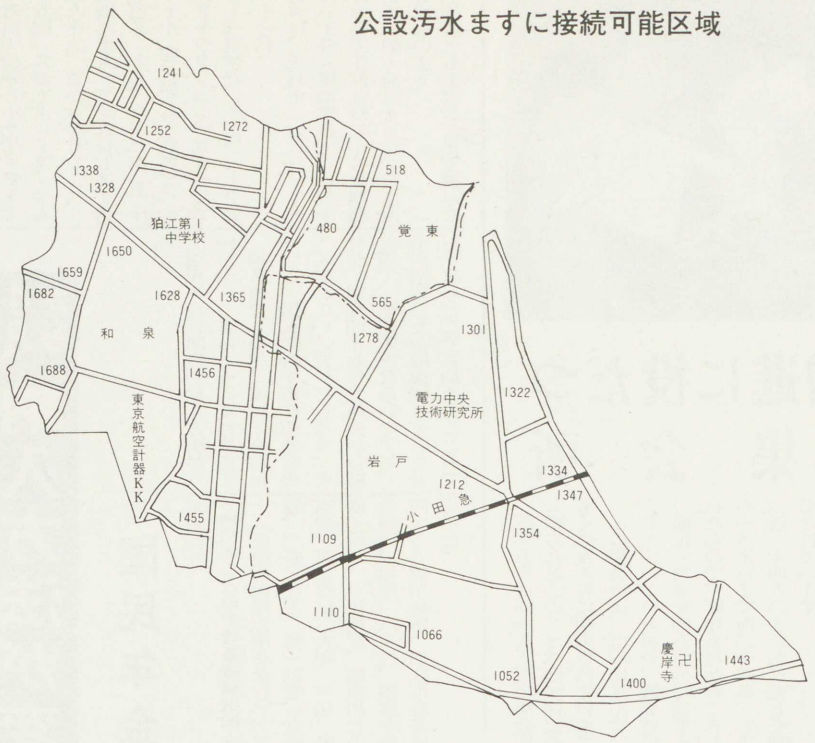

市の公共下水道は、八月ごろ（地図に示した区域）から水洗便所の汚水を直接流すことができる予定です。

汚水は、市の公共下水道覚東幹線から多摩川流域下水道野川幹線（東京都と狛江市、調布市、府中市三鷹市、武蔵野市、小金井市の六市共同施工）をへて多摩川流域下水道幹線に流されます。そして新野川沿いに世田谷区を通って大田区大森にある東京都下水道局森ケ崎処理場に達し、そこで終末処理をして東京湾に放流します。

市では、現在公設汚水ますを取り付けています。この公設汚水ますに各家庭の排水管を接続すれば下水道に汚水を流すことができます。（水洗便所の使用は供用開始の告示以後になります。）

宅地内私設排水設備工事は、市指定下水道工事店が施工することになっています。現在、この指定下水道工事店の指定を三月下旬に公示ができるよう作業を進めています。

なお、詳細は建設部下水道課工事係へ。

排水設備の技術者登録と配管工認定の申請を

受付は3月1日から10日まで

昭和四十四年に着工した公共下水道事業は、ことしで三年目を迎えましたが、八月ごろから一部地域（和泉、岩戸、覚東）で水洗便所の汚水が流せる予定です。

これに伴って市では、下水道工事店の指定準備をしています。それに先だって、排水設備技術者の登録と排水設備配管工の認定申請を、三月一日から十日まで建設部下水道課で受け付けます。

この指定下水道工事店は、各家庭の台所、洗面所、ふろ場から流される汚水を、市で設置した下水道に、排水管の接続工事をするわけです。

この排水設備の工事が不完全ですと、①汚水がよく流れない ②ごみや汚物がつまりやすい ③排水管や汚水ますがすぐこわれる ④下水管の中にごみや砂が流れこみやすい、などの問題が起きてきます。そこで、工事が技術的に正しく行なわれるために、一定基準以上の技術をもった特別な技術者を選び、その技術者をおいた工事店でなければ排水設備の工事ができません。

なお、詳細は建設部下水道課庶務係へ。

犬の放し飼いはやめましょう

最近、犬の放し飼いによる苦情がふえています。

犬に小さい子どもがかまれたり追いかけられたり、また、畑を荒らされたり、他人の家の庭や道路にふんをしたりして、たいへん迷惑をしている人がいます。そこで捕獲をしてみるとちゃんと首輪のついた飼い犬です。

犬の放し飼いは東京都条例に違反するばかりでなく、人をかんだ場合には刑事事件になることさえあります。保健所でも、今後捕獲を強化し放し飼いの犬の摘発をきびしく行ないます。

特に、捕獲の時間を避けて早朝や夕方、夜間に限って犬を放す飼い主がいます。みんなが迷惑しますから、絶対にやめましょう。

なお、いらなくなった犬は保健所で引き取りますから、保健所または民生部環境衛生課へ。

収集日にはごみを早めに

ごみの収集は、天候や道路事情その日のごみの量によって収集時間は一定ではありません。たとえば、通常、午前中に収集する地域を午後にしたり、午後に収集する地域を午前中にしたりすることがあります。

原則として、収集は午前八時からはじめますが、それまでにごみを出すようにしてください。

なお、収集が終わったらポリバケツは早めに回収してください。

3月し尿くみ取りの作業日程

地区割	収集日				
第1地区	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	6日(月)
第2地区	7日(火)	8日(水)	9日(木)	10日(金)	11日(土)
第3地区	13日(月)	14日(火)	15日(水)	16日(木)	17日(金)
第4地区	18日(土)	21日(火)	22日(水)	23日(木)	24日(金)
第5地区	25日(土)	27日(月)	28日(火)	29日(水)	30日(木)

※天候などで、多少変更することがあります。

衛生協力会の更新届けを

昭和四十六年度衛生協力会は三月末日で期限がきれます。四十七年度衛生協力会の更新は三月二十日までに手続きをしてください。

衛生協力会というのは、市民が自発的に組織し（二十世帯以上）殺虫、殺そ、側溝の掃除消毒などを協力して行なう団体のことです。この協力会を結成されますと、殺虫剤（年二回）、殺そ剤（年一回）を会長宅へ配布します。

なお、現在ある協力会には会長宅へ更新の用紙を送りました。また、新規に協力会を組織する団体は、民生部環境衛生課環境整備係へ用紙を取りにきてください。

アルバイト募集

職種　予防接種補助員
募集人員　二人
資格　高校卒業以上の学歴を有する三十五歳までの人
勤務場所　予防接種会場（市立小学校）
勤務時間　午後一時から四時まで
賃金　日額七百円
期日　予防接種が行なわれる日
詳細は民生部環境衛生課へ

今月の相談

法律相談　9日 23日

法律相談は、三月九日（木）二十三日（木）午前九時から正午まで市役所で。▽担当・弁護士の毛利秀之氏。

人権身の上相談　16日

人権身の上相談は、三月十六日（木）午後一時から四時まで市役所で。▽担当・人権擁護委員の吉原隆次氏、矢木次郎氏。

行政相談　17日

行政相談は、三月十七日（金）午後一時から四時まで市役所で。▽担当・行政相談委員の宮崎武雄氏。

国税相談　2日

国税相談は、三月二日（木）午後一時から四時まで市役所で。▽担当・東京税理士会武蔵府中支部税理士。

更生保護相談　15日

更生保護相談は、三月十五日（水）午前十時から午後四時まで市役所福祉事務所で。▽担当・保護観察官の荒木光隆氏。

募集

市消費者モニター

市では、昭和四十七年度の消費者モニターを募集します。

これは、消費者行政に対する意見、要望などを広く主婦の皆さんから集めて、これを市の行政に反映させようとするものです。

【応募資格】市内に住んでいる満二十歳以上の主婦。
【募集人員】二十人。
【任期】四月から昭和四十八年三月末日まで。
【謝礼】年額四千円。
【モニターの仕事】年五回ぐらい実施するアンケートに回答します。また、モニターの判断により、自発的に消費者行政についての情報、要望、意見などを報告していただきます。
【応募方法】民生部産業経済課産業経済係に備え付けてあります申し込み用紙に、必要事項を記入して同係に申し込んでください。
【申し込み期間】三月一日から三十一日まで。

なお、モニターの決定は地域年齢などを参考にして選び、結果をそれぞれ通知します。詳細は、民生部産業経済課産業経済係へ。

都消費者モニター

東京都は、つぎの要領で都消費生活モニターを募集します。

【応募資格】都内に住んでいる満二十歳以上の婦人。
【募集人員】千人。
【任期】四月から昭和四十八年三月末日まで。
【謝礼】年額六千円（予定）
【モニターの仕事】年十回ぐらい実施する消費生活についての法律条例、法規則の実施状況日常生活の物資、消費者行政全般にわたる質問に回答します。
【応募方法】都（消費生活対策室消費生活部普及指導課）または市役所（民生部産業経済課産業経済係）に備え付けてあります申し込み用紙に、必要事項を記入して民生部産業経済課産業経済係へ申し込んでください。
【申込み期間】三月一日から二十五日まで。

電話サービスの利用を

戸籍謄本・抄本、住民票の写し

市では、市民サービスの一つとして市役所までこなくても、戸籍謄本、戸籍抄本（本籍が狛江市にある人）、住民票の写しの交付が受けられるよう狛江駅、和泉多摩川駅、喜多見駅の各売店に「委託窓口」を開設しています。

この制度は、市役所の執務時間内に来庁することができない市民の便宜をはかるためで、戸籍謄本戸籍抄本、住民票の写しに限り電話で申し込みをして、指定した委託窓口で受け取るというものです。

この制度を利用する場合には、民生部市民課窓口係（内線三十三番）に電話で申し込んでください。

午後三時（土曜日は午前十時）までに電話で申請があった場合は、その日の午後五時三十分（土曜日は午後一時）までに指定の委託窓口へ届けますから、午後八時までに受け取ってください。

午後三時（土曜日は午前十時）過ぎに申請された場合、または委託窓口が休みの場合は翌日の交付になります。また、日曜日、祝祭日は申請の交付を行ないません。

委託窓口で証明書を受け取る場合は、サインをして手数料を払ってください（領収書は発行しません）。

なお、委託窓口では証明書の交付だけを行ない、申し込みの受け付けは行ないません。詳細は、民生部市民課窓口係へ。

複写式事務に協力を

印鑑証明書の切り替え

市では、昨年二月から印鑑証明書をコピーで作成し交付しています。

この方式により、いままでの手書き方式で使用していた印鑑紙を複写のできる印鑑紙に切り替える事務を行なっています。

この切り替えの期間は、昭和四十七年七月末日までで、印鑑証明書申請の際に切り替えています。

また切り替えのすんでいない人は登録済印（実印）を持参のうえ、民生部市民課窓口係へおいでください。

なお、印鑑証明書切り替えのみ代理人でも委任状の必要はありません。

3月不燃物の収集作業日程

A地区	第1水曜日	1日	H地区	第2土曜日	11日
B地区	第1木曜日	2日	I地区	第3水曜日	15日
C地区	第1金曜日	3日	J地区	第3木曜日	16日
D地区	第1土曜日	4日	K地区	第3金曜日	17日
E地区	第2水曜日	8日	L地区	第3土曜日	18日
F地区	第2木曜日	9日	M地区	第4水曜日	22日
G地区	第2金曜日	10日			

※不燃物の収集は祝日でもいたします。また、団地は平常通り収集いたします。

屋外広告物には必ず許可を

都市の美観を維持し、公衆に対する危害防止のため、つぎのような広告物は必ず許可を受けてください。

広告物法が適用されるおもなものは、ポスター、はり紙、ポスター掲示わく、立て看板、広告幕、アドバルーン（電飾を除く）、広告塔など建物を利用した広告物、電柱・電話柱への広告物、広告を目的とした街路灯などです。まだ許可を受けていない広告物についての問い合わせ、または新しく広告を掲げたい人は市役所建設部管理課へ

（保健所だより）

乳児健診　15日

乳児健診は、三月十五日（水）午後一時三十分から三時まで、武蔵調布保健所で行ないます。

対象は、昭和四十六年十一月中に生まれた人（四か月児）です。（料金は無料）

三歳児健診　16日

三歳児健診は、三月十六日（木）午後一時三十分から三時まで、武蔵調布保健所で行ないます。対象は昭和四十四年一月中に生まれた人です。（料金は無料）

精神衛生相談　21日

精神衛生相談は、三月二十一日（火）午後一時三十分から三時まで、武蔵調布保健所で行ないます

精神病、心の病気など、自分だけで解決しがたいものについて、精神衛生専門医が相談を受けます（料金は無料）

血液検査

三月の毎週水曜日（一日、八日十五日、二十二日、二十九日）午前九時から十時三十分まで、武蔵調布保健所で行ないます。

明るく健康な毎日を過ごすために血液検査を受けるようにしてください。結婚される人、妊娠中の人は無料です。